

## 「登記されていないことの証明書」の発行について

法務局の窓口に来庁して申請する場合

### 申請窓口

- ・和歌山地方法務局戸籍課（4階）
- ・住所:和歌山市二番丁3番地
- ・電話:073-422-5131(代表) 音声案内の2番
- ・受付:平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・※ 申請から交付までは約10分です。支局・出張所では申請できません。

### お持ちいただくもの

- ・収入印紙(1通300円) ※ 法務局3階の印紙販売所でも購入できます
- ・認印
- ・運転免許証 又は 健康保険証 又は 在留カードなど
- ・※ ご本人又は代理人など、窓口に来られる方のものが必要です。

### ご本人以外の方(代理人や親族)が申請する場合

- ・委任状
- ・ご本人との続柄が分かる戸籍又は住民票(発行後3ヶ月以内のもの)
- ・※ これらのうちのいずれかひとつをお持ち下さい。

### 書式

書式と記載例のPDFです。直接入力することができます。

- 1 ご本人が申請する場合
- 2 代理人が申請する場合
- 3 配偶者や4親等内の親族が申請する場合
- 4 委任状のみ

ご不明な点は、戸籍課(073-422-5131)にご相談下さい。

